

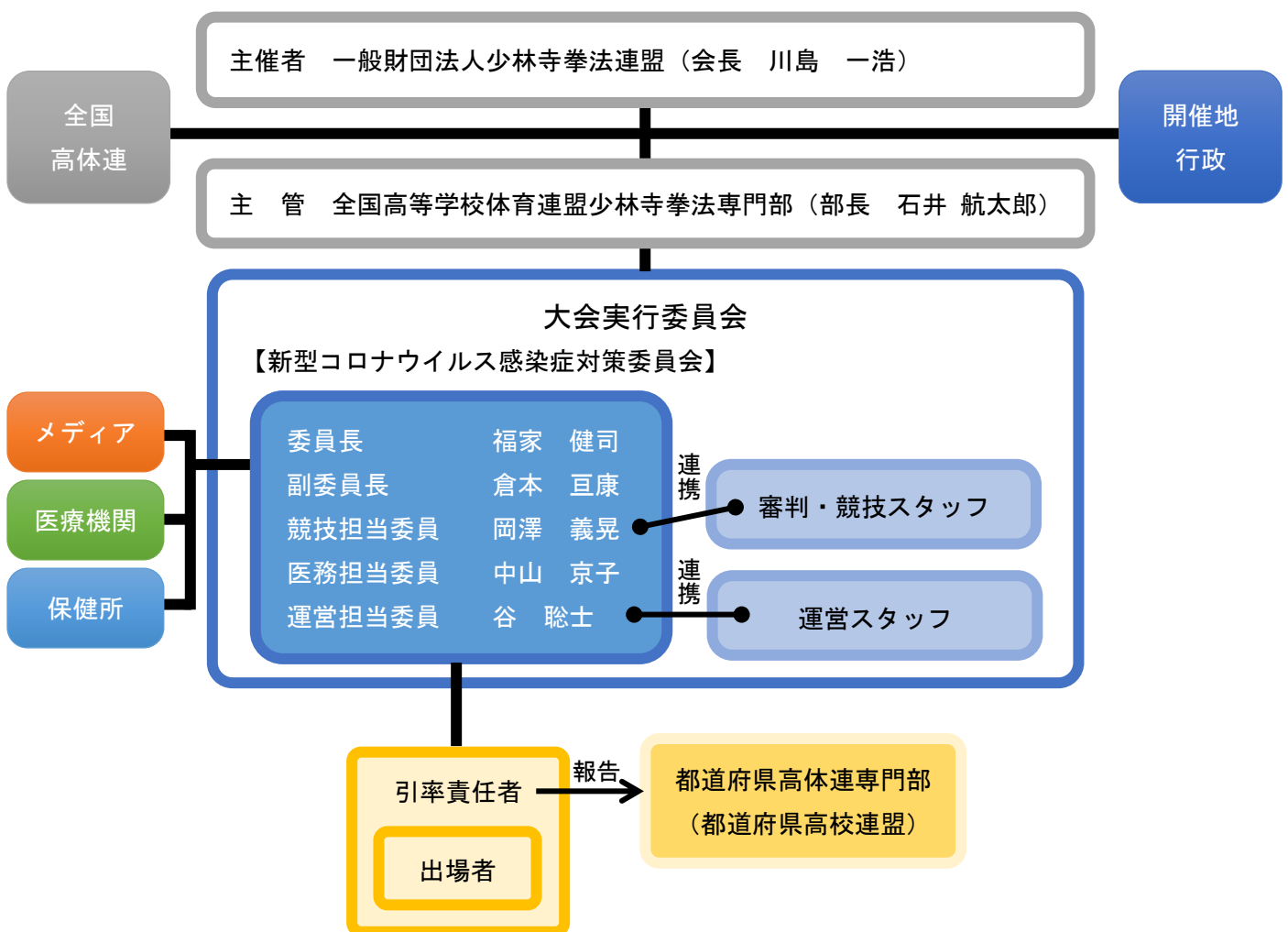
第25回全国高等学校少林寺拳法選抜大会

新型コロナウイルス感染症対策委員会について

大会実行委員会

I 組織機構

以下の通り「新型コロナウイルス感染症対策委員会」（以下、単に委員会もしくは委員という）を設置し、  
 ①予防策の徹底および必要な指示、②感染発覚時の対応を行う。  
 委員会は、新型コロナウイルス感染症について、主催者および主催地行政の発する指示・通達に準拠し対応を行う。



〔大会期間中〕代表番号

⇒ 3月25日（金）の出場校受付時に配布する資料に番号を記載するので、参照のこと。

〔大会開始前・観察期間中〕大会事務局（一般財団法人 少林寺拳法連盟）

⇒ 0877-33-2020

## 1. 委員名簿

委員長	福家 健司（本大会実行委員長／全国高体連専門部委員長）
副委員長	倉本 亘康（本大会副実行委員長／少林寺拳法連盟 振興普及部部長）
競技担当委員	岡澤 義晃（本大会常任委員／全国高体連専門部事務局長）
医務担当委員	中山 京子（少林寺拳法連盟 総務財務部課長）
運営担当委員	谷 聡士（少林寺拳法連盟 振興課課長）

## 2. 委員の職務

- 委員長 … 委員会の活動を統括し、必要な判断を行う。
- 副委員長 … 委員長を補佐する。また、メディア担当を兼ねる。
- 競技担当委員… 審判・競技スタッフと連携を密にし、予防策の徹底・感染発覚時の対応において、競技進行に支障を来さぬよう必要な差配を行う。
- 医務担当委員… 医療機関・保険所と連携を密にし、予防策の徹底・感染発覚時の対応において必要な差配を行う。
- 運営担当委員… 審判・競技スタッフを除く運営スタッフと連携を密にし、予防策の徹底・感染発覚時の対応において、大会進行に支障を来さぬよう、必要な差配を行う。

## 3. 設置期間

2022年 3月25日（金）～4月10日（日）

- ※ 大会期間…3月25日（金）～27日（日）
- ※ 観察期間…3月28日（月）～4月10日（日）
- ※ 観察期間中、感染者が発覚しなかったことを確認したうえで、委員会を解散する。
- ※ 観察期間中に感染者が発覚した場合は、以下の通り対応する。
  - 感染者の所属校の指示に従って対応
  - 大会期間中における感染者との濃厚接触者を検証のうえ抽出し、該当者の引率責任者に連絡
  - 濃厚接触者の所属校の指示に従って対応

## 4. 機構の運用

- ・ 主催者である（一財）少林寺拳法連盟および、主管である（公財）全国高等学校体育連盟 少林寺拳法専門部に対しては、本大会実行委員会より必要な報告（連携）を行う。
- ・ 全国高等学校体育連盟および主催地行政（香川県、善通寺市）に対しては、本大会実行委員会より必要な報告（連携）を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の「予防策の徹底」および「感染発覚時の対応」については、各校引率責任者を通じて出場者に指示・履行を徹底させる。
- ・ 出場者に新型コロナウイルス感染症感染の疑いが生じた場合は、各校引率責任者を通じて委員会へ、直接かつ速やかに報告を行い、その指示を受けて対応する。併せて、各校引率責任者は、所属する都道府県高体連専門部（都道府県高校連盟）にも報告を行う。

## 5. 遵守義務

本大会の全ての関係者は、新型コロナウイルス感染症の予防・感染拡大防止を目的とした委員会の指示・指導・注意等に従うものとする。委員会の指示に従わないなど、問題視される行動があった場合は、本大会の主催者である（一財）少林寺拳法連盟および、主管である（公財）全国高等学校体育連盟 少林寺拳法専門部により、罰則を科せられる場合がある。

移動中・宿舎滞在中など、大会会場外においても、各校ならびに引率責任者が責任を持って感染症予防・感染拡大防止に努めること。

### [重点確認事項]

- 記録義務のある健康チェックに関わる書類を含む、実行委員会および委員会の求める報告・記録に対しては、誠実かつ虚偽のないよう対応すること
- 上記について、万が一、不誠実または虚偽の内容が認められた場合、当該校の出場権に関わる厳しい罰則を科すことがある。

## 6. プライバシーの保護

委員会の管轄する全ての対応において、個人のプライバシー保護に最大限配慮する。

### [用語の定義]

#### 1) 「37.5度以上の発熱」とは

非接触型体温計で37.0度以上の数値が出た者で、接触型体温計で再検温を行い、37.5度以上の発熱が確認された者。

ただし、医療機関の実施するPCR検査・抗原検査等により「陰性」が判明した者は、委員会による制限の範囲外とするが、速やかに治療を受けること。

#### 2) 「陽性者」とは

医療機関の実施するPCR検査・抗原検査等により新型コロナウイルス「陽性」と診断された者。

#### 3) 「濃厚接触が疑われる者」とは

保健所より濃厚接触者と指定された者、もしくは陽性者の感染可能期間内に接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

ただし、医療機関の実施するPCR検査・抗原検査等により「陰性」が判明した者を除く。

- ・ 陽性者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに陽性者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策無しで、陽性者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

## II 委員会の指示・指導・注意等

### 1. 予防策の徹底

本大会実行委員会より発信される「第25回全国高等学校少林寺拳法選抜大会実施時における新型コロナウイルス感染症拡大防止等に関する基本方針」(以下、単に基本方針という)に記載の事項を遵守すること。本書面は必要に応じて更新されるので、常に最新の内容を確認すること。

### 2. 会場出入口の指定

大会期間中、以下の指定に従って、会場への出入を行うこと。

入場・再入場の際は、必ず検温を行うこと。

3月25日(金)～27日(日)	
善通寺市民体育館	
大会役員、実行委員、審判員(引率責任者を兼ねている者を除く)・・・	1F出入口
選手・同伴生徒・引率責任者(審判員を兼ねている者を含む)等・・・	2F出入口

### 3. 大会会場への入場および参加(出場・審判・運営)に関する規制

他の参加者の安全に最大限配慮する目的から、大会期間中、以下に該当する者およびその所属校の生徒・引率責任者は隔離し、委員会によって隔離が解除されるまでは、大会会場への入場および参加(出場・審判・運営)は認めない。

- ・ 基本方針を遵守していない者
- ・ 37.5度以上の発熱がある者
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状を有する者
- ・ 新型コロナウイルス感染症の「陽性者」
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触が疑われる者

#### [隔離の解除要件]

上記に該当する者およびその所属校の生徒・引率責任者が、医療機関もしくは保健所により、

- ・ 新型コロナウイルス感染症「陰性」の検査結果が示された場合
- ・ 濃厚接触者ではないとの判断が示された場合

以上の結果もしくは判断について、判明次第、委員会に報告し、次の指示を仰ぐこと

#### [隔離解除後の合流]

要件を満たし、隔離解除となった場合は、大会会場への入場および参加(出場・審判・運営)を認める。競技への合流は、出場予定種目・ラウンドが実施前または実施中であれば認める。(出場予定種目・ラウンドが終了していた場合は棄権扱いとなる)

[出入口における検温フローチャート]

検温① サーマルカメラによる大人数検温

36.9度以下

入場・参加

- ・ 検温精度は±0.5度
- ・ 37.0度以上の者は検温②へ

本人およびその所属校の生徒・引率責任者：スタッフの誘導に従って移動

検温② 非接触体温計による個別検温

37.4度以下

入場・参加

- ・ 手持ちタイプの非接触体温計で検温
- ・ 37.5度以上の者は検温③へ

検温③ 接触体温計による個別検温

37.4度以下

入場・参加

- ・ 37.5度以上の者およびその所属校の生徒・引率責任者は隔離
- ・ 引率責任者より、他の生徒に必要な指示を行う（Ⅲ-1 引率責任者の義務 参照）
- ・ スタッフより、委員会に報告を行う

4. 大会開始前2週間の間には体調不良者及び濃厚接触者が発生した場合

体調不良者または濃厚接触者について、医療機関もしくは保健所により、以下の結果もしくは判断があった場合に限り、大会会場への入場および参加（出場・審判・運営）を認める。

- ・ 新型コロナウイルス感染症「陰性」の検査結果が示された場合
- ・ 濃厚接触者ではないとの判断が示された場合

5. 本大会の実施（成立）に関する判断

行政を含む社会的要請に鑑みながら、[大会22日前（3月3日）][大会10日前（3月15日）][大会3日前（3月22日）]に大会の実施可否を検討する。ただし、社会的要請の緊急度が高い場合は、必要な機会に検討を行う。

なお、出場予定校総数の3分の1以上が出場を辞退した場合は、時期に関係なく本大会の実施を中止する。中止の決定は、引率責任者および関係者にメールで通知する。（中止判断がない場合は連絡しない）

[指定旅行社の取消料]

2021年12月25日付け基幹事務システム『お知らせ』に掲載の内容を予め確認しておくこと

(指定旅行社要項より抜粋)

●取消料（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって）			
取消日	宿泊プラン	航空セット 宿泊プラン	シャトル バス
21日目にあたる日 以前の場合	無料	無料	無料
20日目にあたる日 以降の場合		旅行代金の 20%	
7日目にあたる日 以降の場合	旅行代金の30%		
前日の場合	旅行代金の40%		
当日の場合	旅行代金の50%		
旅行開始後の取消・ 無連絡取消の場合	旅行代金の100%		

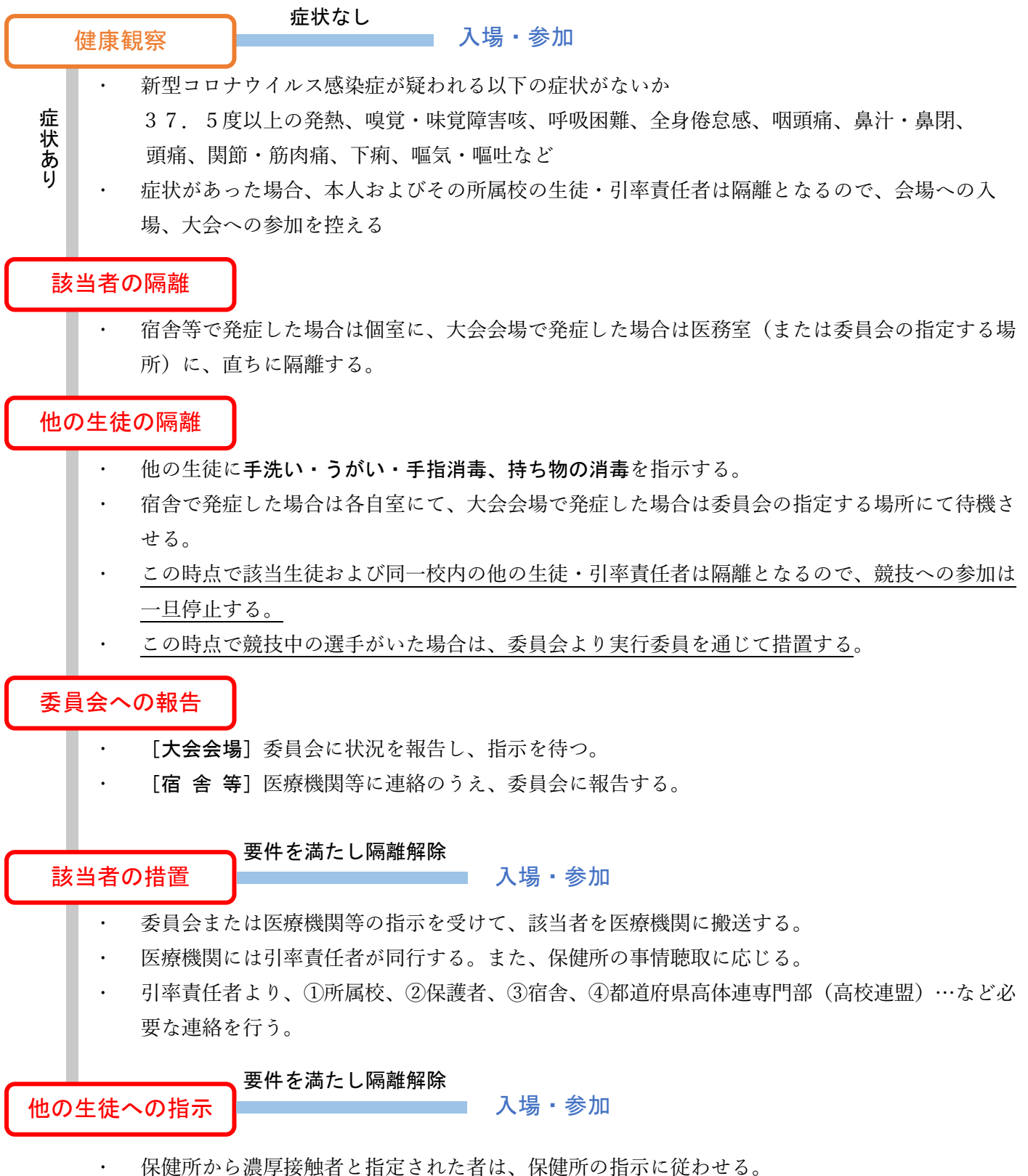
## 6. 大会終了後の観察

新型コロナウイルス感染症は潜伏期間が長いため、参加者には**大会終了後2週間の健康観察**を義務付ける。引率責任者は、毎日、自身を含む参加者の健康観察を行い、その内容を書面にて保管しておくこと。(この期間中に感染者が発生した場合は、健康観察の内容を問い合わせる場合がある)

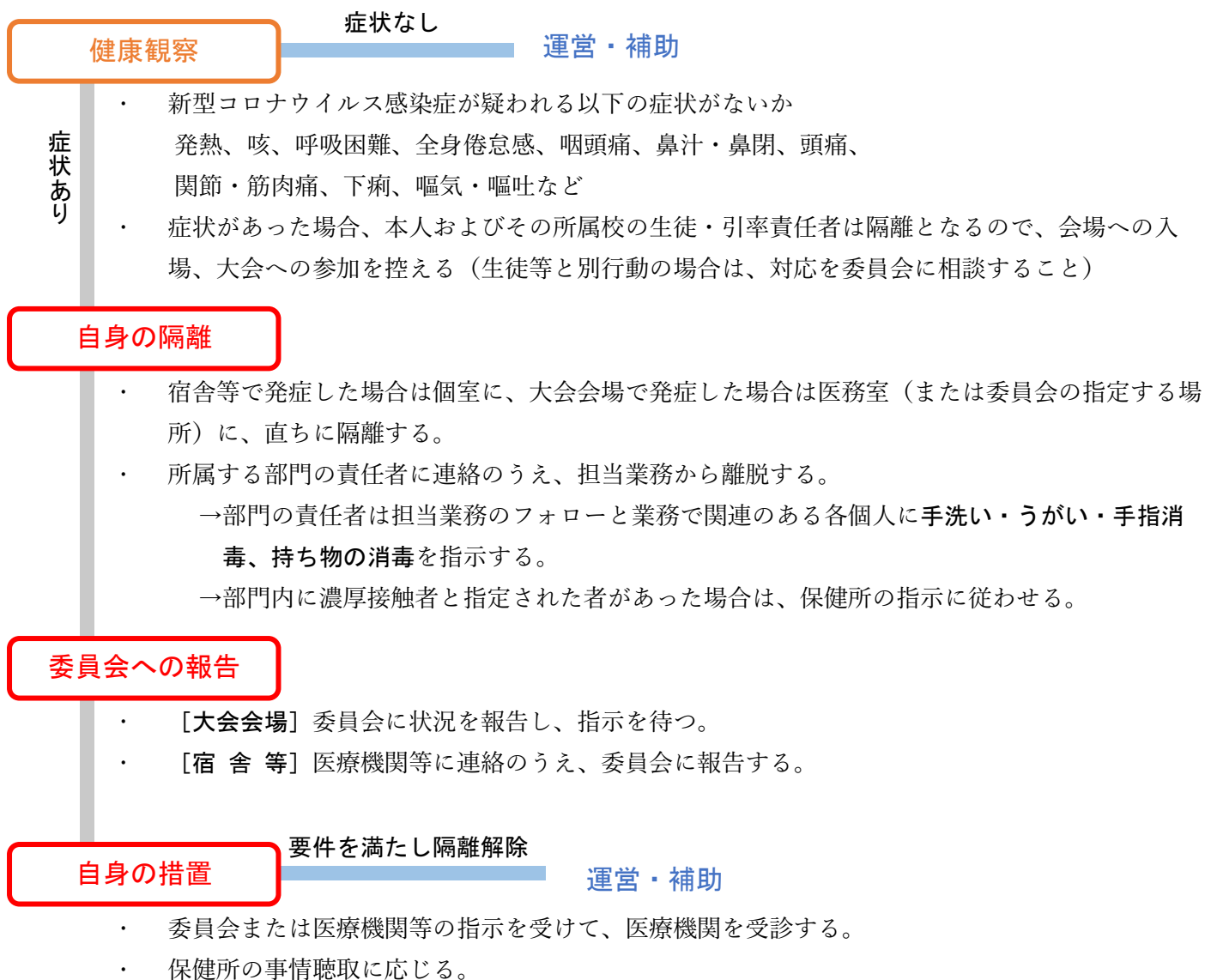
この期間内に異常が発覚した場合は、各校の定めるガイドラインに基づき適切に対応すること。また、異常発生の際、すみやかに委員会に報告を行う。

### Ⅲ 来県期間中（大会開催日含む）に感染が疑われる者が発生した場合の対応

#### 1. 引率責任者の義務 【フローチャート】



## 2. 大会役員・実行委員・審判員・スタッフの義務 【フローチャート】



以上



## 連絡先機関名

### [香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター]

電話番号 0570-087-550 (専用ナビダイヤル)

相談日時 土曜日・日曜日・祝日を含む毎日24時間

・受診・相談センター…発熱等の症状がある方からの相談に対応します。

＜新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安＞

- 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかのある場合
- 基礎疾患がある方などの重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

・一般相談…上記以外の新型コロナウイルス感染症に関する一般的な健康相談に対応します。

### [保健所感染症相談窓口]

香川県中讃保健所 0877-24-9962

(所轄の市町：丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町)

高松市保健所 087-839-2860

(所轄の市町：高松市)

香川県西讃保健所 0875-25-2052

(所轄の市町：観音寺市、三豊市)

2022年2月28日現在